

全疾病保障タイプ

8大疾病保障タイプ

がん100%保障タイプ

保障の概要: がん・2大疾病・5つの重度慢性疾患・8疾病以外の病気やケガ・入院一時金・配偶者入院一時金								
	入院保険金		配偶者入院一時金	がん保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	5つの重度慢性疾患保障	8疾病以外の病気やケガ保障	
保険正式名称	入院時のみ保障特約、就業不能時入院費用保障特約・付帯就業不能信用費用保障		入院一時金支払特約(配偶者用)	団体信用生命保険特約疾病保障特約II型※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・付帯就業不能信用費用保障	重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保障	特定疾病および重度慢性疾患保障対象外特約・債務繰上返済支援特約・就業不能時入院費用保障特約付帯就業不能信用費用保障	
ご利用いただける方	ご加入時年齢満20歳以上満75歳未満の方 ※がん(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社でご加入をお断りすることがあります。							
保障内容	【入院保障保険金】保障の開始日以降に、病気やケガにより入院し、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1ヶ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として被保険者の方に支払われます。	【入院一時金(入院費用保険金)】保障の開始日以降に、病気やケガにより入院した場合、入院一時金10万円が(被保険者)に支払われます。※入院一時金(入院費用保険金)のお支払いは、ローン期間を遡算して12回を限度とします。	【配偶者入院一時金】配偶者(ローンをお借り入れた方)に付しているご本人と法律上の婚姻関係にある者が保障の開始日以降に、病気やケガにより入院した場合、入院一時金10万円(被保険者)に支払われます。※配偶者入院一時金のお支払いは、ローン期間を遡算して12回を限度とします。※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取扱われ、保険金の支払が制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。	特約の責任開始日以降に、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。※「上皮内がん(上皮内新生物)」および「皮膚がん」は、診断給付金のお支払い対象となりません。【診断給付金】保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。	【保険金】保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長2ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。【債務繰上返済保険金】保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までの状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。	【保険金】保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺病)以外の病気やケガにより就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。【債務繰上返済支援保険金】保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺病)以外の病気やケガにより就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。【債務繰上返済支援保険金】保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺病)以外の病気やケガにより就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。	【保険金】保障の開始日以降に、がん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。※「上皮内がん(上皮内新生物)」および「皮膚がん」は、診断給付金のお支払い対象となりません。【債務繰上返済支援保険金】保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺病)以外の病気やケガにより就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。【債務繰上返済支援保険金】保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺病)以外の病気やケガにより就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローンの返済分相当額が保険金として南日本銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。	
	※入院一時金(入院費用保険金)、入院保障保険金とも、保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取扱われ、保険金の支払が制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。							
保障期間	ローンご契約期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。)							
保障の開始日	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前に発生した病気やケガによる入院、および保障開始日前に入院した場合については「入院一時金」(保険金)をお支払いしません。	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であって診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であって診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」(債務繰上返済支援保険金)をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」(債務繰上返済支援保険金)をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」(債務繰上返済支援保険金)をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」(債務繰上返済支援保険金)をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。※ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については「保険金」(債務繰上返済支援保険金)をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については「診断給付金」をお支払いしません。
保障が終了する場合	満82才のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき 所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき(支払限度期間分の保険金が支払われたときは入院保障が終了します。) ※配偶者入院一時金は、配偶者が満82歳の誕生日に到達したとき、婚姻関係の終了や死亡等により法律上の婚姻関係にある者でなくなったときに、保障が終了します。また、ローンをお借入頂いているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、配偶者入院一時金保障も終了します。							
引受保険会社	カーディフ損害保険会社		カーディフ生命保険会社	カーディフ生命保険会社	カーディフ損害保険会社	カーディフ損害保険会社	カーディフ損害保険会社	

■重要事項のご説明について  
 詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」でご確認ください。  
 \*1 就業できない(就業不能)状態とは、入院、医師の指示による自宅療養などにより、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。  
 \*2 所定の状態とは、次の状態をいいます。  
 脳卒中:言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合  
 【例】下記などの継続  
 ・呂律がまわらない、言葉が出ない等の言語障害  
 ・体が動かない、思う通りに動かせない等の運動失調や麻痺の状態  
 急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合  
 \*3 保険会社が認める病気やケガが対象となります。なお、保障対象外となる病気やケガ(精神疾患など)については「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」にてご確認ください。

お問合せはフリーダイヤル、または最寄りの本支店窓口までお気軽にどうぞ。  
 0120-131-373  
 平日・土・日 午前9時～午後5時 ※12月31日～1月3日および祝日は除く  
 話せるところ 頼れるところ  
 南日本銀行

夫婦で安♡心 充実の団体信用生命保険

大切なご家族とマイホームを守るため、新たな安心をプラス。

がん100%保障タイプ  
 8大疾病保障タイプ  
 全疾病保障タイプ

死亡高度障害	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合	住宅ローン残高が <b>0円</b>
がん	がんと診断確定された場合	住宅ローン残高が <b>0円</b>
病気やケガ	入院一時金の場合	夫婦ともに <b>10万円</b> をお支払い ※入院一時金として1回の入院につき(夫婦それぞれ最高12回まで)
	返済額保証の場合	毎月のローン返済額を保障(最長1ヶ月間) がん保障タイプのみです。8大疾病保障タイプ、全疾病保障タイプには付きません。
脳卒中 急性心筋梗塞	所定の就業不能状態が継続した場合	毎月のローン返済額を保障(最長2ヶ月間)
	所定の就業不能状態が60日以上継続した場合	住宅ローン残高が <b>0円</b>
高血圧症・糖尿病 慢性腎不全 肝硬変・慢性膵炎	所定の就業不能状態が継続した場合	毎月のローン返済額を保障(最長12ヶ月間)
	所定の就業不能状態が12ヶ月を超えて継続した場合	住宅ローン残高が <b>0円</b>
8大疾病以外のすべての病気やケガ	所定の就業不能状態が継続した場合	毎月のローン返済額を保障(最長12ヶ月間)
	所定の就業不能状態が12ヶ月を超えて継続した場合	住宅ローン残高が <b>0円</b>

ご注意 ください  
 ●死亡・高度障害保障タイプの場合については「第二地銀協同一団信」がご利用になれます。●ローン実行日(加入日)から3ヵ月間(がん保障は90日間)は、保障の対象となりません。死亡・高度障害はローン実行日(加入日)より保障の対象となります。●がん(罹患したことのある方はご契約頂けません。●皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん)および「上皮内がん(上皮内新生物)」は、診断給付金支払の対象外となります。●告知の内容により、保険会社でご加入をお断りする場合があります。●お申込金額は最高1億円までとなります。●診断給付金、ならびに入院一時金、毎月の返済を保証する保険金のお支払は上記のほかにも期限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。  
 ○診断給付金、保険金ならびに入院一時金のお支払いは上記のほかにも期限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。

【特別保険料 団信テーブル表】 対象商品: 住宅ローン

タイプ	年齢	55歳未満	2024年4月～2024年9月
がん100%保障タイプ+夫婦で安♡心		0.0%	
8大疾病保障タイプ+夫婦で安♡心	年齢	45歳未満	55歳未満
		0.1%	0.2%
全疾病保障タイプ+夫婦で安♡心		0.2%	0.3%

※住宅ローンの新基準金利と上記に該当する金利をご負担していただきます。(なお、上記団信テーブル表は、当初固定期間が対象となります。)  
 ※55歳以上のお客様は、最寄りの本支店またはフリーダイヤルにてお問合せください。

死亡または高度障害状態に該当したら、住宅ローン残高が

0円に!

●ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いし、ローン残高を保障します。保障開始日はローン実行日(加入日)となります。

保障開始日以降にガンと診断されたら、住宅ローン残高が

0円に!

初期のガンでも住宅ローンは0円に

保障開始日以降に、生まれて初めてガンと診断されたら進行程度にかかわらず、住宅ローン残高が0円になります。

完治した後も住宅ローンは0円に

給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も診断給付金をお支払いいただく必要はありません。

- 保障開始日以降に、生まれて初めてガン(悪性新生物)にかかり、医師により診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額が支払われ、ローンの返済に充当されます。
- 上皮内ガン(上皮内新生物\*)および皮膚の悪性黒色種以外の皮膚ガンなどは保障対象外となります。対象となるガンについては右下の「お支払い対象となるガン(悪性新生物)の例」でご確認ください。
- 保障開始日は、ローン実行日(加入日)から91日目となります。保障開始日前に罹患したガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。

夫婦ともに病気やケガで入院した場合、入院一時金として1回の入院につき10万円をお支払い!

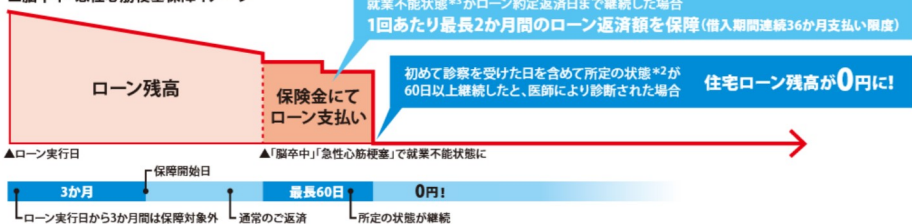
10万円をお支払い!  
(夫婦それぞれ最高12回まで)

- ご契約者が保障開始日以降、病気やケガにより入院した場合、入院費用保険金として、入院一時金10万円をお支払いいたします。
- 配偶者(ローンをお借り入れているご本人と法律上の婚姻関係にある方)が保障の開始日以降に、病気やケガにより入院した場合、入院一時金10万円が(被保険者に)支払われます。
- 入院一時金(配偶者入院一時金)のお支払いは、ローン期間を通常して12回を限度とします。
- 保険金が支払われた日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取扱われ、保険金の支払いが制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。
- 保障開始日は、ローン実行日(加入日)から3か月を経過した日の翌日です。

保障開始日以降に脳卒中[脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血]・急性心筋梗塞で所定の状態\*2が60日以上継続した場合、住宅ローン残高が

0円に!

■脳卒中・急性心筋梗塞保障イメージ



保障開始日以降の5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業不能状態\*3が12か月を超えた場合、住宅ローン残高が

0円に!

■5つの重度慢性疾患保障イメージ



8大疾病保障タイプ

# さまざまな病気やケガに手厚い安心保障!

南日本銀行を契約者とし、当行住宅ローンのご利用者を被保険者とする保険契約で、住宅ローンのご利用者が保険期間中に所定のお支払い事由に該当された場合に、生命保険会社から保険金が当行に支払われ、その保険金をもって住宅ローンの返済に充当する団体保険です。本リースでは8大疾病保障タイプと、より手厚い全疾病保障タイプの2種類をご説明いたします。

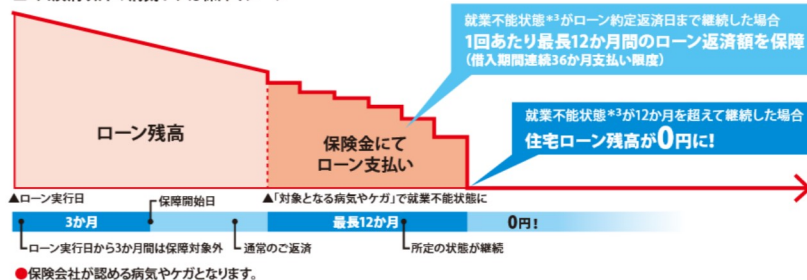
全疾病保障タイプ



全疾病保障タイプなら  
保障開始日以降  
8大疾病以外の  
病気やケガでも

所定の就業不能状態が12か月を超えて継続した場合  
住宅ローン残高が0円に!  
所定の就業不能状態が継続した場合  
毎月のローン返済額を保障  
(最長12か月間)

■8大疾病以外の病気やケガ保障イメージ



お支払い対象となるガン(悪性新生物)の例

部位	ガン(悪性新生物)の種類	部位	ガン(悪性新生物)の種類
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」等	婦人科	「子宮ガン」「乳ガン」「卵巣ガン」等
口腔・鼻・咽喉(いんとう)	「舌ガン」「鼻腔ガン」「咽喉ガン」等	皮膚	「皮膚の悪性黒色種」等
呼吸器および胸部	「喉頭(こうとう)ガン」「乳ガン」「肺ガン」「気管支ガン」等	骨・筋肉	「肉腫」「骨肉腫」等
消化器	「胃ガン」「食道ガン」「大腸ガン」「直腸ガン」等	血液・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄(こつずい)腫」等
肝臓・胆のう・膵臓(すいぞう)	「肝臓ガン」「胆のうガン」「膵臓(すいぞう)ガン」等	内分泌	「甲状腺ガン」「下垂体ガン」等
泌尿器	「腎臓ガン」「精巣(睾丸)ガン」「前立腺ガン」「膀胱ガン」等	その他	「原発部位不明のガン」等

※奥さまのガン保障の対象となるガンについては「被保険者のしおり」でご確認ください。

- \*1. 上皮内ガン(上皮内新生物)、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンはお支払いの対象外です。
- \*2. 所定の状態とは…脳卒中:言語障害・運動失調・麻痺等、次のような他覚的な神経学的後遺症が継続した場合をさします。呂律が回らない・言語が出ない等の言語障害・体が動かない、思う通りに動かせない等の運動失調や麻痺の状態。  
急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態)が継続した場合。
- \*3. 就業不能状態とは…入院、医師の指示による自宅療養等により、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態。

●保険金、診断給付金ならびに入院一時金のお支払いに制限条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずご確認ください。